

袖ヶ浦市告示第204号

本市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成25年11月23日から効力を生ずる。

平成25年11月22日

袖ヶ浦市長 出口 清

変更調書

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
代宿	穴田	代宿	汲潮	59の2の内 60の内 61の内 64の2の内 64の2に隣接する道路である公有地の一部
			愛宕	1,079の6に隣接する道路である公有地の一部 1,079の7に隣接する道路である公有地の一部
			汲潮	1,079の1、1,079の3～1,079の6、1,079の12に隣接する道路である公有地の一部 1,082の1、1,082の2、1,082の4に隣接する道路である公有地の一部 1,083の1、1,083の2に隣接する道路である公有地の一部
	本宿		23 24の1に隣接する道路である公有地の一部 23、24の1、25、26の1に介在する道路である公有地の一部 26の1に隣接する道路である公有地の一部	
	穴田		65の1の内	
	久保田		汐汲谷	3,573の1の内 3,578の内～3,580の内 3,581の1 3,581の2 3,582 3,583の1 3,583の2 3,584の内 3,585の1の内～3,585の5の内 3,587の内

				3, 584に隣接する道路である公有地の一部 3, 585の1に隣接する道路である公有地の一部 3, 583の1、3, 583の2に隣接する道路である公有地の全部
久保田	汐汲谷	代宿	本宿	20の1 20の2 19に隣接する道路である公有地の一部 20の1、20の2に隣接する道路である公有地の一部 21に隣接する道路である公有地の一部 22の3に隣接する道路である公有地の一部 24の1に隣接する道路である公有地の一部
			汲潮	30の2の内 58の1の内 58の2の内 59の1の内 59の2の内 60の内
			穴田	65の1の内
		久保田	穴田	3, 567の1

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成24年11月9日現在の土地登記簿
謄本によるものである。